

ワーキングペーパー等 | Working Paper |

都市農業に関する最近の研究動向

小池 聡

Latest Trends in the Studies on Urban Agriculture in Japan

By Satoshi KOIKE

都市農業に関する最近の研究動向

小池 聡[†]

Latest Trends in the Studies on Urban Agriculture in Japan

By Satoshi KOIKE

1. はじめに

近年、都市農業に対する社会的関心が高まっている。一般誌で都市農業が話題にのぼることも少なくない。例えば、発行部数十数万の月刊誌『Wedge』、2023年1月号では農業が特集され、「農業が都市にあることの価値」と題する記事¹⁾が掲載されている。また、『都市農業新時代』²⁾、『農の力で都市は変わるか』³⁾といった社会評論書の出版も相次いでいる。それらの背景には、農業にビジネスチャンスをみる起業家のうごきや、「緑と農」への市民ニーズの高まりがある。

日本で「都市農業」が農政用語として使われるようになったのは、戦後、都市の爆発的な拡大（スプロール）が起こってからである。それは、市街化の中で生き残りをかけて「土地」を守る都市農民とその農業として認識された。また、70年代後半からの市民活動（まちづくり）の中で、農業は新しい地域社会をつくる基盤としても捉えられるようになった。以上のように、日本の都市農業においては、都市農民と市民の二者がその創成主体であった。そして、その存立を常に脅かしてきたのが土地問題である。

参考のため、都市農地に関連する制度の流れを表1に示した。ここでは詳述しないが、地価の高い都市では、相続税などの税負担への対応が農地保全を左右する現実問題となる。この点で重要なのが生産緑地制度であり、特に1991年の改正によって市街化区域以内農地が「宅地化する農地」と「保全する農地」（生産緑地）の二つに区分されたことである。そして、生産緑地の指定から30年後の2022年に、その指定を続ける（特定生産緑地へ移行する）か、やめる（買取りの申出を行う）かの選択が迫られ、後者が多く選択されると不動産市場の混乱や、無計画な宅地化が進み環境悪化を招く恐れがあると考えられたのが、「生産緑地2022年問題」であった。しかし、結果的にその

予想は外れ、特定生産緑地の指定率は89.3%となった（国土交通省調べ、2022年12月末時点）。これには、2018年に施行された都市農地賃借円滑化法も影響したと考えられる。

しかし、1980年代後半以降の約30年の間に、土地問題の性質が大きく変わったことも見逃してはならない。例えば、バブルによる地価高騰に対応すべく1989年に制定された土地基本法は、「開発」の抑制を目的としていた。同法は2020年に改正されたが、それは開発とは真逆の「放棄」をいかに管理するかを主眼としたものであった。現在は、農業だけでなく都市も縮小しているのである。2015年に都市農業振興基本法が制定されたが、これはそうした縮小化の中で拡大をみせている上記の起業家のうごきや市民ニーズの高まりを背景にしていると考えられる。

都市農業が新たな局面を迎えているのは確かである。しかし筆者は、ここで改めて、「土地」の問題の存在（根深さ）を十分に念頭において、都市農業という特殊な農業が日本で創成されたことの原点を見直すべきと考える。

本稿では、日本で都市農業に関する議論が始まり、半世紀が経った今、これまでの議論を振り返り、特に最近の傾向を捉えて、今後の研究の展開方向を考えてみたい。なお、ここで「最近」というのは、2022年からの3年間である。

2. 都市農業はどのように議論されてきたか

ここでは、1970年代から、80年代、90年代、2000年代を経て、2010年代までに出版された都市農業に関する代表的な本を取上げ、その主要な論点を探り出していく。

(1) 1970年代

元来、大都市の周辺には生鮮野菜などを都市へ供給する近郊農業地帯が形成されてきた。戦後の日本の農業は、この近郊農業をモデルに展開してきたともいえる。しかし、戦前期にはみ

[†] 名城大学

表1 都市農地関連制度の変遷

年	事 項	説 明
1968	都市計画法の改正	線引き制度の導入（都市計画区域の設定と、市街化区域・市街化調整区域への区分）
1969	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	市街化調整区域等での優良農地の確保のため、農業振興地域と農用地区域を設定（農用地区域外は「農振白地」とよばれる）
1972	地方税法の改正	市街化区域内農地の固定資産税を宅地並み課税に
1974	生産緑地法	都市計画法に基づく地域地区の一つとして生産緑地地区を設定。同地区内農地について固定資産税の宅地並み課税を免除
1975	租税特別措置法の一部改正	相続税の納税猶予制度の導入：相続人が営農を継続する場合、すべての農地に適用（猶予期限20年）
1982	長期営農継続農地制度	10年以上の営農継続意志があり、耕作が5年続けば宅地並み課税を免除（1991年に廃止）
1987	集落地域整備法	市街化調整区域において農振白地農地の保全と合わせた計画的開発を推進
1989	特定農地貸付法	自治体・JAによる市民農園開設が可能に
1990	市民農園整備促進法	市民農園の付帯施設の整備が農地で可能に
1991	生産緑地法の改正	三大都市圏の特定市を対象に、市街化区域内農地を「宅地化農地」と「生産緑地」に区分。生産緑地のみ固定資産税を農地課税とし、相続税等の納税猶予を適用（終身営農を条件）
1999	食料農業農村基本法	第49条に「都市及びその周辺における農業」の振興を規定
2005	特定農地貸付法の改正	企業・NPO等による市民農園開設が可能に
〃	農業経営基盤強化促進法の改正	企業・NPO等のリース方式での農業参入が可能に
2009	農地法の改正	農業生産法人以外の法人による農地の借入れが可能に（企業等の農業参入の原則自由化）
2015	都市農業振興基本法	都市農業の「安定的な継続」、多面的機能の発揮による「良好な都市環境の形成」が目的。都市農業とは「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」（第2条）
2016	都市農業振興基本計画閣議決定	農地を都市に「あるべきもの」とした
2017	生産緑地法の改正	特定生産緑地制度の導入、下限面積の引下げ等
〃	都市緑地法の改正	農地を都市緑地に含めることとした
〃	都市計画法、建築基準法の改正	田園居住地域の新設（同地域では宅地化農地も税制面で保全の対象になる）
2018	都市農地賃借円滑化法	生産緑地を貸していても、相続税納税猶予は継続（市民農園開設者に貸し付けた場合でも同様）。また、農地の賃借契約の自動更新は生産緑地について不適用とした

注：法律の年次は施行年。

られなかった都市のスプロールは、その近郊農業地帯をも飲み込んでしまった。

1962年に発足した都市近郊農業研究会が、新しい「都市農業の研究会」へ発展するのを機に15年間にわたる研究の成果をまとめた『都市化と農業をめぐる課題』⁴⁾では、都市スプロールの中で、市街地にとり囲まれ極端に混住社会化しながらも、かつての近郊農業地帯を守っていかうとする「都市農民」とその組織に、「都市農業」の成立をみている。都市農業の問題は、「そこに近づけば近づくほど、従来の農業経営の問題の取扱い方をこえた、根本的な深い問題に当面せざるをえない」（3頁）。私経済的な経営だけで農業の維持は困難であり、農村集落関係が弱まる中、「行政的芸術活動」として（25頁）、具体的に「緑地地代」の支払いの提案がなされる（542頁）。その根拠は、上記のような都市農民の存在と、「緑の自然を求めて大都市圏へと移り住んだ新市民の声」であった（445頁）。このように、都市農業の振興は当初から、市民の関わり抜きに考えられないものであった。そして、「生産農民の協力」によって、「都市市民の農業に対する積極的な理解」のもと、自治体農政による様々な「創意ある施策」が講じられてきた（556-558頁）。

しかし、その一方には、大多数の兼業化した土地持ち「疑似農家」（541頁）と、「都市農業を守ることが生活環境を守るこ

とに連なるといった意識は欠落ないし稀薄」な市民（565頁）が存在した。それらの存在がもたらすものが、都市農地の遊休化問題である。具体的に、津端は、神戸市の西神ニュータウンの生産緑地について、それを「自然管理」していく担い手不在の問題状況を指摘している（570頁）。そして、これに対し、西ドイツ（当時）における同様の問題の解決へのうごきを念頭において、兼業農家が〈第3市民〉として洗練されていく可能性（その「工夫を、〈体制〉として持っている」こと）への期待が述べられている（575頁）。

(2) 1980年代

1980年代になると、市民による生活環境改善運動として、「農業のあるまちづくり」を推進する都市自治体が現れる。その一つ、東京都国分寺市での取組みをまとめた『「農」のあるまちづくり』⁵⁾は、「畑を貴重な緑としては見えていても、そこで営まれている農業についてはほとんど知らなかった」市民たち（4-5頁）が、専門家の助言を得ながら、都市化の中での農業について「新発見」をし（第Ⅲ章）、また市内で自然教育を実践する幼稚園や自主保育グループ、地元の有機栽培農家と提携する消費者グループの活動に学んで（第Ⅱ章2、3節）、都市農業に関わる地域の「シンクタンク」（41-43頁）として、自治体へ提言活動を行うようになるまでの記録である。それは、地域の農業や

農家の生活の学習に基づく、市民たちの自己教育の過程ともいえる。すなわち、農業の意識化（農家見学、ビデオ制作など）にとどまらず、さらに協働作業（地場農産物を使った郷土料理の調理実習など）による相互承認、そして「みずからが野菜生産をし、その生産物とおして交流を拡大していく（生活の論理に基づいた）実践へと展開」⁶⁾するのである。

しかし、そうしたうごきの一方では、1980年代後半から、大都市圏での地価の驚異的な高騰を背景に、都市農業否定論がジャーナリズムの舞台で展開した⁷⁾。これを受け、研究者の間からは都市農地・農業の保全論として都市農民（農家）の生存権の主張や⁸⁾、農地保全には空間面での計画性が必要であるといった議論が起こった⁹⁾。

(3) 1990年代

農山村では、80年代後半から「都市との交流」が推進された。それは、1990年代に入りグリーン・ツーリズムの取組みにつながっていく。都市部でも法整備と相まって（表1参照）市民農園や農業公園といった農業体験施設が増え、そうした状況の中で、農的ライフスタイルをもつ市民（消費者）をターゲットとした農業経営が展開してくる。『どっこい生きている都市農業』¹⁰⁾は、「高地価や課税、とくに相続税など」困難な条件の下で（16頁）、「消費市場に隣接し消費者ニーズなどの情報市場とも接近した地域」で営むことができる有利性（12頁）をもった都市農業が存続していることの基底的要因を示し、そうした農業経営の展開方向（方策）を論じたものである。その基底的要因とは、『『いのち』を内包した『食べもの』をつくる（29頁）、「だれでも取り組むことのできる農業」（62頁）の草の根での広がり」と、それへの理解をもちうる市民（消費者）の存在であり、そのうえに「第1次産業と第3次産業を合わせた、いわば第4次産業化した」都市農業（77頁）が成り立つとする。そして、上のような消費者への働きかけとして、「アグリマーケティング」という一種のライフスタイル・マーケティングが提案される（163-179頁）。

(4) 2000年代

もちろんすべての農地が経済合理的に使われるわけではなく、都市部でも経営から外れた遊休農地が増加している。市民農園はその有効利用策ともいえる。そこで、都市農業への市民の関わりを、農業者による農業経営と農地保全の観点から総合的に捉えたのが、『都市農地の市民利用』¹¹⁾である。この本の中には、東京・神奈川（横浜）を中心として、市民に開かれた農業経営（援農ボランティアの受入れなど）、体験型農園（農業体験農園や農地保全のために農家が開設した市民農園）、そして農業者と消費者が合同で設立した農業生産法人や市民による農地の集団耕作などの具体的事例が記されている。

そうした都市農地の市民利用について、著者の後藤は、それを受入れる農業者の側には「経営の一部門→経営的メリット→ボランティア（単発の体験学習の受入れなど）→耕作放棄地の防止」という「積極→消極」の尺後があるとする（172-175頁）。そして、「意味のある市民利用を作り出すためには、主

体の一つとして農業のプロとしての農業者がいることが重要」という（124頁）。一方、「いのち（生命）とくらし（生活）」を支える都市農業・農地を求める」市民の側には、農業への関わり方について「部分的・手伝いの→本格的・主体的」の軸があるとされる（175-176頁）。もちろん、後の方が社会的に大きな意味をもつ。そして、こうした関わり方の深化をふまえて、生産を担う農家とは別に、「市民農園で代表される余暇農業」と「市民農園の域を超えた準農業」という市民農業のあり方が示されている（191-194頁）。

『都市農業を守る』¹²⁾は、2000年代後半からの制度改正（表1参照）を受けた形で、都市農業・農地の実態を簡潔にまとめ、都市農業振興の方向性を論じたものである。ここで注目すべきは、「国土デザイン」という視点が設定されていることである。つまり、都市農業を守ることは、日本農業さらに国土を守ることにつながるということである。そして、この視点からの都市農業振興に関し「注目しておきたい取り組み」として、愛知県長久手市（当時が町）の田園バレー事業が取上げられ、「土地を守りたいという昔ながらの想いと、農業を楽しみたい、自然の恵みを味わいたいという新しい要望とをつなげ、単なる土地の貸借関係にとどまら」ない、「人間的な交流」を広げていきたいとする加藤町長（当時）の思いが紹介されている（192-196頁）。その背景に、プロ農家不在という後藤の議論では想定されていない状況下での、深刻な農地の遊休化問題があったことは確かであり、同書にはかつて農村総合整備事業が実施された工区の全面に、25haもの遊休農地が広がっていたことが記されている。

こうして、2000年代になると、農業への市民の関わりは多様化し一部で深まっていき、「市民皆農」が言われるまでになった。『農のある人生』¹³⁾は、農山村地域も含めたそのルポルタージュである。

(5) 2010年代

2010年代になると、都市農業は「緑と農」を求める市民を顧客としたビジネスモデルをもつ事業の一形態として捉えられる傾向が強まった。そして、市民一般に向けて農業ビジネスの「起業」を勧める本も数多く出版された。例えば、『都市農業必携ガイド』¹⁴⁾は、都市農業振興基本法の制定を受け、特に農業への参入を考える企業や、新規就農をめざす個人向けに、都市農業に関する制度の仕組みを概説したものである。

表1に示したように、2010年代は都市農業・農地に関わる大きな制度改革期であり、その影響の出方を探ることに研究者の努力が注がれた時期であった。

3. 最近の研究動向（2022～2024年）

(1) 分析の視点と枠組み

図1は、前章の検討をふまえ、都市農業に関する研究の枠組みをまとめたチャートである。なお、後述するように、一部、筆者による仮説を含んでいる（点線の矢印と囲みの部分）。

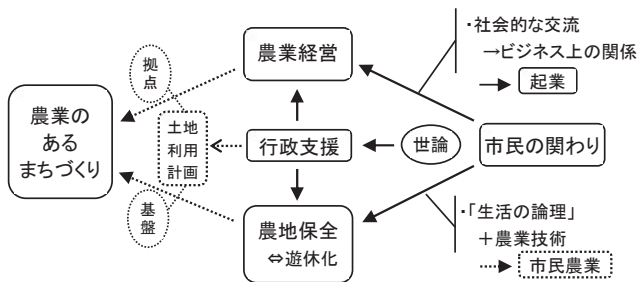


図1 都市農業に関する研究の枠組み

都市農業に関する議論の焦点となってきたのは、都市という特殊な環境の中で存続してきた農家による農業経営であった。そして、都市農業は当初から世論の支持を受け、行政支援が必要なものとしてきた。ここで、世論の支持とは、言うまでもなく都市農業が果たす多面的な役割に対する市民の評価である。

都市における農業経営は、必然的に周辺に住む多くの市民（消費者）との関わりをもつ。その関係のあり方は、経営側からみると、援農ボランティア受入れなどの社会的な交流から、ビジネス上の経営資源としての関係へシフトする傾向がある。そして、その資源が農的ライフスタイルの普及により豊かになっていることが、都市農業での起業（農業の地域ビジネス化）を勧める今日のうごきをもたらしている^{注1)}。

一方、市民の側からも、特に農地の広がりがある郊外において、地域の農地保全に向けた自発的なうごきがあった。それは、相当の時間をかけた農業学習により「生活の論理」を内在化し、農業を実践する市民たちの存在である。また、「準農家」レベルの農業技術を習得した市民たちの存在もあった。これらの存在の背景には都市農地の遊休化問題があり、その解決へ向けた実践活動として、市民による生活農業が想定できる。それは、西ドイツの「第3市民」による農業や、「いのちを内包した食べものをつくる」ため、かつての日本では「誰もが取組んでいた」農業と同質のものであると思われる。

既往研究では、「農業のあるまちづくり」への言及はあるものの、そのあり方について、必ずしも明示的には説明されていない。そこで、この点について、ここでは次のように仮説的に考える。

まず、上述した「市民農業」の広がりが、農地保全を通して、農業のあるまちづくりの基盤を形成する。ここで、市民農業が営まれる区域は、特に郊外では担い手（プロ農家）による生産農業の区域と計画的に土地利用の区分がなされる。また、特に都心（市街地）では、農地を開放し市民を受入れる農業経営が、農業のあるまちづくりの拠点を構成する。行政が運営またはその運営を支援する農業体験施設も、それを代替・補完する「農的空間」（コミュニティ・ガーデンのように農園から緑地まで幅のある空間（緑農地））として、あわせて土地利用計画に位置づけられる。

次節では以上のような理解に基づき、最近の研究動向をみていく。

(2) 文献の分析結果

表2は、2022年からの3年間に発行された都市農業に関する文献^{注2)}を三つに分類し、論点整理を行ったものである。

図1との関連でいうと、やはり「市民の関わり（世論）→行政支援→農業経営」という認識の流れが研究の軸をなしている。そして、そこから大きく二つの研究領域が生じている。第一に、都市農家（都市農地所有者）を対象とする「農業経営・経済社会系」の研究である。この系の研究では、農家と市民との関わりへの視点が不可欠となる。そして、第二に、都市農地は農家にとつての農業・土地資源であると同時に、都市の緑地資源でもあるとみる「都市経営・緑農地系」の研究である。そこでは、市民（消費者）の「緑と農」への多様なニーズを捉え、それに応えるためのハード・ソフトの農的空間整備をいかに進め、外に対してアピールできる都市形成をめざすかが問題となる。

以上の研究が主流となる中で、図1の下部にある「市民の関わり→農地保全→農業のあるまちづくり」という流れに沿った（「農業理解・社会教育系」の）研究は非常に少ない。

以下、各領域の研究内容についてみていく。

1) 農業経営・経済社会系

この系の研究の前提となるのは、都市農地制度の要点把握である（表2、1A①＝領域1論点Aの①の該当文献参照の意（以下同様））。その制度には、依然、相続による継承困難という根本問題は残るものの（1A②）、新たに制定された制度が農家（新規参入者を含む）によって活用され、一定の成果を上げている実態が報告されている（1A③）。

また、農家と市民との関わりについては、具体的な交流形態として援農ボランティア制度が取り上げられることが多い（表2、1B①）。その中には、労力負担が大きい伝統農法の維持を通じた地域環境保全に重要な意味がある事例を取り上げた研究もある。その他の交流形態については、農家が地縁的なコミュニティの中で築いてきた直売の仕組みの社会的な役割の検証を行ったものがみられる（1B②）。

前節で述べたように、都市における農業経営は、市民との関係のあり方を、社会的なつながりからビジネス上の資源へとシフトさせている。この点に関する研究には（表2、1C）、①そうした関係性の変化を農家の世代交代の中に見いだしたもの、②後述する市民の「緑と農」へのニーズを取り込んだ農園レストランの経営事例の報告がある。また、③都市農業の「世界」における女性の社会参画の実態を捉えた研究をみても、そこに今日の都市農業経営における企業の戦略・組織整備の必要性の高まりが反映していることがわかる。そして、④以上の変化は農業参入した民間企業等による体験農園事業を生み出しており、その中の「市民協働型」についての事例報告がある。なお、農業の地域ビジネス化の点では、⑤都市環境での営農と関連づけて農業からのCO₂排出量を数量的に検討した研究が特徴的である。従来、都市農業・農地の外部性は「緑」の効用といった環境保全機能の点からのみ捉えられてきた。しかし、農業による環境負荷を含めて総合的に捉えることは、市民（消費者）に

信頼される都市農業経営の確立に向けて具体的な指針を与えるものとなるだろう。

2) 都市経営・緑農地系

この系の文献には総説的なものや個別の事例報告が多いが(表2, 2A①), 都市圏全体を対象に「農」への関心度や関与意欲という点から市民階層を分析した研究(2A②), 農家が分散所有する農地の「開放度」を調べた研究(2A③), 生産緑地の農業公園化のための行政手法を事例的に検討した研究(2A④)が特徴的である。

農的空間整備を「いかに」進めるかについては、コミュニティ形成、企業的手法(民間ノウハウ)の活用、そして計画による管理という3つの視点が考えられるが、第一の視点からの研究はみられなかった(個別事例報告は除く)。一方、特に都市圏全体を視野に整備を進める場合、第二の視点は不可欠であり、この点からの研究が当事者からの報告を含めてみられる(表2, 2B)。第三の計画的視点からの研究としては、海外(米国)の都市・地域計画制度を紹介したものがあ(2C①)。特に、「庭」的な農園を市街地で自由に造成できるとしている点が興味深い。その広がり、農業のあるまちづくりの基盤になりえるからである。日本については、大都市郊外での条例に基づく集落土地利用計画に関する研究がある(2C②)。ただし、農地保全

への視点は弱い。

以上のほか、緑農地に関する地理情報の分析手法、都市農業振興計画の策定における地域連携のあり方について検討したものがある(表2, 2D)。

3) 農業理解・社会教育系

都市農業論は当初、都市農民が抱える「根本的な深い問題」の存在を明確に捉えていた。それは、1980年代において市民たちを「農業のあるまちづくり」へと突き動かしたものである。この点に関しては、同じ80年代に外部専門家の視点に基づく「農業公園構想」が地元農家の支持を得られず破綻した経緯と、その後の関係農家による地域での農業・環境活動から、そうした「深い問題」の存在を浮かび上がらせた研究がある(表2, 3A)。

しかし実際、地域には精神的な面を含めて核となる農家が少なくなっているのが現実である。そうした状況下では、遊休農地も増える。したがって、図1に示した市民農業の展開のための農業理解教育の必要性が高まっている。それは、農場での実習(1年を通した集団学習)を中心とする、農業のあるまちづくりへ向けた社会教育(生涯学習)である。しかし、市民のための農業理解教育に関する研究はいくつかみられるものの(表2, 3B)、その数は必要性に比してあまりにも少ない。そこで、次章では、この点について考察する。

表2 都市農業に関する文献(2022~2024年)の分類と論点整理

〈領域1：農業経営・経済社会系〉

論 点	内容(調査対象・項目等)	都市圏(件)	該当文献(著者、発行年)
A 都市農地制度の活用	制度の課題、新制度の全体的運用状況、農家による個別の活用実態	東京(5)、全国(1)	①(後藤, 2022)(松澤, 2023) ②(竹田, 2022)(五條, 2024) ③(吉田・八木, 2022)(同, 2024)
B 農家と市民との交流	援農ボランティア→農家の受入れ体制・ボランティア市民の満足度・JAの事業実績、伝統農法の維持を通じた地域環境の保全、庭先直売の社会的役割	東京(5)、地方(1)	①(草野, 2022)(高田ら, 2023)(児玉, 2023)(前田ら, 2024) ②(佐藤, 2024)
C 市民との関係性の変化	世代交代による経営の変化、農家レストランの経営実態、女性農業者の社会参画、農業参入した生協の体験農園事業、農家の営農全体でのCO ₂ 排出量	東京(5)	①(水上, 2024), ②(増田ら, 2022) ③(高地, 2024), ④(小口, 2024) ⑤(鄭ら, 2022)

〈領域2：都市経営・緑農地系〉

論 点	内容(調査対象・項目等)	都市圏(件)	該当文献(著者、発行年)
A「緑と農」に対する多様なニーズ、農的空間整備の展開	市民による多面的機能の評価、農業(農的)活動・空間の広がり、農地の「開放度」、生産緑地の農業公園化のための行政手法	東京(5)、大阪(2)、名古屋(2)、地方(1)、海外(2)	①(寺田, 2022)(石原, 2023)(吉田, 2024)(新保, 2024)(清水, 2024) ②(高島ら, 2024), ③(畠山ら, 2023) ④(中島・秋田, 2023)
B 都市経営の企業化	農業公園のマーケティング戦略、農業ベンチャー企業の事業	東京(1)、大阪(2)、地方(1)	(中戸川・速水, 2023)(井上, 2023)
C 土地利用計画(地域計画)の策定	都市型農園等のゾーニング、郊外での農地保全手法、集落土地利用(活性化施設)計画	大阪(1)、海外(1)	①(飯田, 2022), ②(李ら, 2024)
D その他	緑農地の観光資源としての活用、都市農業振興計画策定への地域連携	東京(1)、地方(1)	(菊池・野田, 2022)(藤田, 2022)

〈領域3：農業理解・社会教育系〉

論 点	内容(調査対象・項目等)	都市圏(件)	該当文献(著者、発行年)
A 農民の深い思いへの理解	専門家による「農業公園構想」の破綻経緯、農民がもつ「空間の履歴」	東京(1)	(岡田, 2022)
B 市民のための農業理解教育	市民農業塾の教育効果	東京(1)、名古屋(1)	(三城・上屋, 2024)(小池, 2024)

注：1) 都市圏の欄の件数は、研究対象地域がその都市圏内にある該当文献の数を示す(複数に該当する場合あり)。該当文献の分類記号(①~⑤)の意味は本文を参照のこと。

2) 文献の概要は附表にまとめた。

4. 考察

前章では、農的空間整備に関するコミュニティ形成の視点からの研究がみられないことを指摘した。これは、農的空間が実態的には、ほとんどの市民農園がそうであるように個人や家族単位の私的な娯楽の場にすぎない、あるいはもともとのコミュニティ活動（例えば、学童保育の取組み）があって、そこに「農」の要素が加味されたといったことの反映であろう。そして、より根本には、農業を通したコミュニティ形成を担うべき人材が十分に育っていないという問題がある。以上の点からも、市民のための農業理解教育の必要性を指摘できる。

しかし、その教育実践と研究はあまり進んでいない。そこには、次の二つ要因がある。一つは、モデルとなる教育方法論がないことである。もう一つは、その教育効果が本質的かつ実態的に捉えにくいものだからである。

第一の点については、農業教育の分野でも、従来からの技術教育（職業教育や普及活動）、また子どもの農業体験などの人格形成教育に加えて、「市民として生きていく上で必要な教養教育」⁴⁸⁾、あるいは「国民的教養としての農業教育」⁴⁹⁾の必要性が指摘されている。しかし、現状では学校での教科学習（理科・技術）や専門教育という枠の中での検討にとどまり、社会教育（生涯学習）への展開はみられない^{注3)}。

次に、教育効果が捉えにくいという問題は、まず、市民農業塾の研究⁴⁶⁾が捉えているように、農場に集まり1年間を通して作物を育てる学びは、農業の基礎技術の習得のため必須であるが、その効果は技術より、むしろ人間教育の面で大きいことに起因する。農場実習は日常生活での積極的感情の高まりや、人生観の転換といった生涯発達に関わる様々な効果をもたらす。しかし、その効果は、当事者間で共通に認識される「場」において生じるものであり、その「場」を純粋に客観的に測定したり観察したりすることはできないという学術上の根本問題が、そこにはある。

そして、実態把握の難しさという点では、修了生による農地の遊休化抑制効果の評価に関わる問題がある。

都市には、中山間地域に多い耕作放棄された荒廃農地はあまりない。しかし、一定の管理はなされているが、「適正利用」されているかチェックが必要な農地は多い。江成は、横浜市について、台帳上の農地面積と経営耕地面積との乖離から、農業センサス上の耕作放棄地にセンサス対象外の零細な農家や非農家をもつ農地（耕作地も含む）を加えた「空洞化農地」の存在を指摘した⁵⁰⁾。しかし、その実態を地図上で把握する調査は、ほとんど行われていないのが現状である^{注4)}。

市民が耕作する農地の大部分は、遊休化する傾向が強い空洞化農地ないしはその予備軍である。しかし、その適正利用を促す計画・管理システムはなく、市民耕作による遊休化抑制効果の把握・評価は難しい。このことが、市民のための農業理解教育を進めるうえでもネックとなっているのである。

5. むすび

本稿では、近年社会的な関心が高まっている都市農業について、その概念が生まれた戦後の高度経済成長期から、現在までの議論を振り返り、全体的な研究枠組みを一部仮説的に設定したうえで、最近（2022～2024年）の研究動向を分析した。そして、今後の都市農業の展開の一つの軸として市民のための農業理解教育を掲げ、その実践と研究推進の必要性和難しさについて考察した。

ここで、今後の研究展開の一助として、研究の全体枠組み（図1）に対応する「都市農業振興の空間モデル」を示しておきたい（表3）。このモデルでは、都市農業を担う主体として、大きく二つを考える。一つは、農的ライフスタイルをもつ市民（消費者）をターゲットにする生産農業の経営者であり、都市農家のみでなく、農業参入した民間企業等を含む。もう一つは、地域での農地保全を下支えする市民、すなわち生活農業者である。農業のあるまちづくりの担い手となるべき人びとであり、農業理解教育を受けた市民が入る。そして、それぞれの主体は、都心と郊外で表に示すような活動を行う。それらの活動によって、都心では農的空間（緑農地）が維持され、郊外では農業発展が図られる。

表3 都市農業振興の空間モデル

主 体	エ リ ア	
	都 心	郊 外
生産農業者	島状に残る農地を耕作、施設園芸（植物工場）を営む、直売所の運営、農業体験受入れも行う	集積した農地を効率的に耕作、農業公園等の運営など地域農業ビジネスを営む
生活農業者	広く散らばる庭的な農業空間を管理する →モデル菜園として開放	計画に位置づけられた（住居や里山と一体的な）市民農業区域を耕す →食農教育に取り組む

注：1）「→」の後に、農業のあるまちづくりの活動例を記す。

2）都心については、シアトル市のゾーニング条例（直売機能の付いた園場や住居と一体的な都市型農園の考え方）⁴²⁾を参考にした。また、郊外については、日本で現在、農村集落ベースで検討されている地域計画（担い手への農地集積と「担い手利用外農地」⁵¹⁾の活用を同時に図るもの）を前提に考えた。

さいごに、都市農業に関して、名古屋圏での研究が非常に少ないという点にふれておきたい（表2参照）。

たしかに、狭義の都市農地である生産緑地の面積をみると、名古屋圏は全国の1割程度を占めるにすぎない。さらに、名古屋市を除くほとんどの市町村では、緑農地資源を活用するビジネス（サポート付き市民農園など）が成り立ちにくい状況があることも考えられる^{注5)}。以上のことから、研究が少ないことはある程度理解できる。

しかし、名古屋圏で生活すれば、「誰もが取組める農業」をしている人は、統計こそないが、東京・大阪圏に比べてかなり多

いことが実感できる。したがって、農業のあるまちづくりの担い手層は潜在的に厚いはずである。だが、現状では、生活農業の価値はほとんど意識されずに、市民が耕す農地は、里山がそうであったように遊休化し荒れ始めている。

かつて、生活学を提唱した建築家の今和次郎は、自宅の庭の畑（約200坪）を耕す日常を「教養と良心」の営みであると言った⁵²⁾。そう言える人を育てていく必要がある。これは、東京・大阪圏でも同様である。しかし、そのための農業理解教育の実践と研究の適地性は、名古屋圏の方が高いのである。

注

- 1) 例えば、国分寺市では、1980年代の「農のあるまちづくり」を受けた形で、90年代に市民農業大学を開設し援農ボランティアの育成を図ってきた。しかし、2010年代以降は、むしろ「こくベジプロジェクト」といった地元農産物のブランド化事業に力を入れている（市役所経済課での聞き取りによる、2019年7月）。このような農政シフトも、農業経営への市民の関わり方の変質を反映していると考えられる。なお、1980年代には280haあった同市の農地面積は、1995年には213ha、2005年には184ha、そして2020年には137haと激減している。
- 2) ここでは、国立情報学研究所が運営するCiNiiを利用し、「都市」と「農業」を検索語として抽出した雑誌記事・論文を対象とした。単行本、一般誌の記事や4頁に満たないもの、および都市の人工的環境下での栽培技術の開発に関する論文は除外した。また、同一著者による類似内容の論文は1件に絞った。結果として33件の記事・論文^{15)~47)}が対象となった。その概要は附表にまとめた通りである。
- 3) 例えば、高校農業科の科目「グリーンライフ」は、教科書を読めばわかるように、「グリーンライフ・サービス」を提供する農業経営者の養成を主眼としており、生徒自身が生涯にわたって「グリーンライフ」を送るという視点がほとんどない。
- 4) 全国農業会議所は遊休農地の調査（農地パトロール）と対策を進める農業委員会の全国組織である。同会議所では、従来農政の対象とされてこなかった「担い手利用外農地」に関する報告を取りまとめ、それが市街化区域内農地や農振白地農地を含めて、全国農地の4割強を占めるとしている⁵¹⁾。もちろん空洞化農地も、すでに荒廃した部分を除けば、担い手利用外農地である。同報告は、都市農地に焦点をおいたものではないが、兼業農家等による耕作の実態調査、さらに遊休化が進む農地の多様な利用のあり方（市民農園、農地付き住宅など）や、再生可能な荒廃農地の保全管理対策の検討の必要性を指摘している。
- 5) 例えば、サポート付き市民農園ビジネスの損益分岐点は埼玉県大宮（さいたま市）にあるとされる³⁹⁾。東京都心からみて大宮以北では、農園を開設しても近くの住民が少ない（裏返せば農地が多く住民にとって身近にある）ので、そのビジネスが成り立たないというわけである。さいたま市の人口1人当たり耕地面積は約25m²である（2022年）。そこで、それ以下の基準で名古屋圏をみると、基準を満たすのは、名古屋市のほかは、いずれも丘陵地が多く緑豊かな春日井・尾張旭・瀬戸・多治見の4市しかないことがわかる。

文献

- 1) 出井康博（2023）：農業が都市にあることの価値 絶やさないためのヒント, Wedge, 35(1), 34-37.
- 2) 中塚華奈・榊田みどり・橋本卓爾編著（2023）：『都市農業新時代：いのちとくらしを守り、まちをつくる』。実生社。
- 3) 小口広太・アジア太平洋資料センター編著（2023）：『農の力で都市は変わるか』。コモンズ。
- 4) 都市近郊農業研究会編（1977）：『都市化と農業をめぐる課題—都市農業発展への提言』。農林統計協会。

- 5) 渡辺善次郎・菊池滉・那知上亨編著（1989）：『「農」のあるまちづくり』。学陽書房。
- 6) 鈴木敏正（1992）：『自己教育の論理 主体形成の時代に』。筑波書房：235頁。
- 7) 例えば、大前研一（1986）：「第三次農地解放」のすすめ, 文藝春秋, 1986年8月号。
- 8) 例えば、渡辺洋三（1990）：『日本社会はどこへ行く—批判的考察—』。岩波書店。
- 9) 石田頼房（1990）：『都市農業と土地利用計画』。日本経済評論社。
- 10) 竹中久二雄・二木季男（1997）：『どこい生きている都市農業—参加型地域社会とアグリマーケティング』。農林統計協会。
- 11) 後藤光蔵（2003）：『都市農地の市民の利用：成熟社会の「農」を探る』。日本経済評論社。
- 12) 蔦谷栄一（2008）：『都市農業を守る：国土デザインと日本農業』。家の光協会。
- 13) 瀧井宏臣（2007）：『農のある人生—ベランダ農園から定年帰農まで』。中央公論新社。
- 14) 本木賢太郎・松澤龍人・小野淳（2016）：『都市農業必携ガイド 市民農園・新規就農・企業参入で農のある都市づくり』。農文協。
- 15) 後藤光蔵（2022）：都市農業の課題：くらしと社会を豊かにする、農村と都市をむすぶ, 72(3), 10-19.
- 16) 松澤龍人（2023）：都市農地貸借円滑化法により新たな時代を迎えた東京の都市農業・農地：東京都内における貸借による新たな生産緑地の保全と可能性, 都市計画, 72(2), 54-57.
- 17) 竹内重吉（2022）：大都市近郊地域における農業構造と生産緑地の相続, 農業経済研究, 94(1), 61-66.
- 18) 五條満義（2024）：都市農業の展開状況と食料・農業・農村基本法改正論議の検証, 農業法研究, 59, 66-75.
- 19) 吉田真悟・八木洋憲（2022）：都市農業経営による生産緑地の貸借条件と利用実態, 農村計画学会論文集, 2(1), 44-53.
- 20) 吉田真悟・八木洋憲（2024）：農地貸借及び農地創出が都市農地の保全に果たす役割, 農業経営研究, 62(3), 64-69.
- 21) 前田美紅・八木洋憲・木南章（2024）：都市農業経営における援農ボランティアのマネジメントと参加者満足度, 農業経営研究, 62(3), 58-63.
- 22) 佐藤忠恭（2024）：住宅街の中の畑と庭先直売：高齢化する都市の食料品アクセス, 農業, 1715, 47-51.
- 23) 高田瑛仁・木南章・八木洋憲（2023）：都市的地域における伝統農法の実践と課題, 農業経営研究, 61(2), 115-120.
- 24) 児玉恵理（2023）：JA あさか野地域における労働力からみた都市農業の持続可能性, 都市社会研究, 15(0), 107-122.
- 25) 草野拓司（2022）：援農ボランティアにみるJAの取組みとその内容：JAの強みを活かした普及・定着に向けて、農村と都市をむすぶ, 72(2), 27-36.
- 26) 小口広太（2024）：コモンズとしての都市農業：耕す市民の広がりには焦点を当てて, 村落社会研究, 60, 151-193.
- 27) 高地紗世（2024）：都市農業における女性農業者の実態と社会参画, 農村生活研究, 67(1), 35-48.
- 28) 水上亮（2024）：なぜ都市農業は市民を受け入れるのか？：神奈川県川崎市A農園の事例から, 立教社会学, 1, 21-32.
- 29) 鄭華・古永あゆみ・曾我龍宇一・秋田典子（2022）：都市農業へのLCAの適用に向けた研究, 環境情報科学, 51(4), 90-99.
- 30) 増田絵夢・内山智裕・寺野梨香・土田志郎（2022）：都市近郊における農家レストランの成功要因と発展可能性：農家レストランいぶきを事例として, 東京農業大学農学集報, 67(3), 116-121.

- 31) 新保奈穂美 (2024) : 都市の社会課題を解決する「農」, アグリバ
イオ, 8(11), 892-897.
- 32) 古田尚也 (2024) : NbS としての都市農業の可能性 : 豊島区巢鴨
の事例から, ビオシティ, 100, 30-41.
- 33) 清水まゆみ (2024) : このまちで育む農ある暮らし : 農業に関わ
る人たちと地域住民を結びつけ緑豊かなまちづくりをめざそう, 建築
とまちづくり, 541, 6-9.
- 34) 高島宗一郎・早渕百合子・高取千佳 (2024) : 都市住民の現状関
与度と将来関心度に基づく農の関係モデル, 都市計画論文集, 59(3),
1621-1628.
- 35) 中島由貴・秋田典子 (2023) : 生産緑地地区の買い取りによる都
市農地の保全・継承に関する研究, 都市計画論文集, 58(3), 767-
773.
- 36) 石原肇 (2023) : 農福連携をはじめとした多様な主体による都市
農業の実践に向けた課題, 人間・植物関係学会雑誌, 22(2), 27-
37.
- 37) 寺田徹 (2022) : 生産緑地の位置づけと次の30年における都市農
地・都市農業, 土地総合研究, 30(1), 14-21.
- 38) 畠山亜美・小南弘季・川添善行 (2023) : 分散する都市農地の土
地利用と農家の活動圏に関する研究, 日本建築学会計画系論文集,
88(812), 2762-2770.
- 39) 中戸川誠・速水将平 (2023) : 多様性に富む日本に適した, アグ
リメディア流「農業型街づくり」, 都市計画, 72(3), 86-89.
- 40) 井上いつみ (2023) : 旧来型の農業公園からファームパークへの
変化 : マーケティングの観点から, 都市経営研究 e, 17(1), 30-50.
- 41) 李書陽・神出直幸・高木悠里・嘉名光市 (2024) : 神戸市市街化
調整区域における「人と自然との共生ゾーン」の土地利用実態に関す
る研究, 都市計画論文集, 59(3), 1469-1476.
- 42) 飯田直彦 (2022) : 多彩な農をそれぞれの場所で : 都市と農業と
を親和させる仕組み, 土地総合研究, 30(1), 22-26.
- 43) 藤田武弘 (2022) : 都市農業振興に向けた産官学連携の試み : 和
歌山市を事例に, 農村と都市をむすぶ, 72(3), 41-49.
- 44) 菊地俊夫・野田瑞希 (2022) : 首都圏における「農」資源の観光
活用ポテンシャルによる地域区分, 地理空間, 15(3), 227-247.
- 45) 岡田航 (2022) : 都市農地保全をめぐる地元農業者の論理, ソシ
オロゴス, 46, 150-173.
- 46) 小池聡 (2024) : 都市農業振興における市民農業塾の社会的意義
に関する人間学的研究, 都市情報学研究, 29, 21-32.
- 47) 三城明子・上尾信也 (2024) : 都市農業の課題と未来 : 西東京市「農
業を知る講座」の30年, 月刊社会教育, 68(1), 38-43.
- 48) 太田弘一 (2014) : 農業教育が果たす役割を考える, 日本農業教
育学会誌, 45(2), 73-76.
- 49) 大河内信夫 (2014) : 『学校における農業教育の諸相』, 東京図書 :
245-246.
- 50) 江成卓史 (2017) : 横浜市の都市農業と農地保全, 農業農村工学
会誌, 85(7), 639-643.
- 51) 遊休農地対策検討会 (2020) : 「担い手利用外農地」の多様な利用・
管理について—全国農業会議所「遊休農地対策検討会」取りまとめ報
告—, 農政調査時報, 583, 43-49.
- 52) 今和次郎 (1971) : 『生活学 (今和次郎集第5巻)』, ドメス出版 :
185-200.

附表 都市農業に関する文献（2022～2024年）の概要

文献番号	分類	著者名 出版年	記事・論文名	要 点	対象地域等
15	1A	後藤光蔵, 2022	都市農業の課題：くらしと社会を豊かにする	都市農業振興基本法の下での新しい制度（特定生産緑地制度、都市農地貸借法など）の概説と実績の紹介。市民を核とした「農地、農業のあるまちづくり」にも言及している	全国の3大都市圏特定市
16	1A	松澤龍人, 2023	都市農地貸借円滑化法により新たな時代を迎えた東京の都市農業・農地：東京都内における貸借による新たな生産緑地の保全と可能性	都市農地貸借円滑化法による生産緑地の貸借について、制度運用の詳細を説明。また、法人経営（所有者が法人を立ち上げ、所有する生産緑地を借り受ける）や生産緑地を借りての新規就農など、新たなうごきを紹介している	東京都
17	1A	竹内重吉, 2022	大都市近郊地域における農業構造と生産緑地の相続	対象地域では、2021年時点で、過去20年間に相続が発生していない生産緑地が筆単位で半数あり、これらについては、2022年以降、かなり早い段階で相続の発生に伴う農地の継承が問題となる、と予測	東京都町田市の生産緑地（931筆、所有者は639人）
18	1A	五條満義, 2024	都市農業の展開状況と食料・農業・農村基本法改正論議の検証	食料・農業・農村基本法の改正論議（2022年10月～翌年9月）の中で都市農業の問題は十分に認識されておらず、都市農業振興基本法や都市農地貸借円滑化法は制定されたが、相続税問題などの根本的な課題は、依然、解消されていないとする	東京都世田谷区の2農家（対面販売、体験型の農園づくりをしている）
19	1A	吉田真悟・ 八木洋憲, 2022	都市農業経営による生産緑地の貸借条件と利用実態	生産緑地の貸借において、短期間の使用貸借（貸し手に有利な条件）となる事例が生じている実態を、潜在的な貸し手・借り手の意向と対比させて検証。また、潜在的な借り手の多くにはアントレプレナーの性質が認められることも確認	東京5市の農業者7人、東京6市の農業者1,549人へのアンケート（回答率30%）
20	1A	吉田真悟・ 八木洋憲, 2024	農地貸借及び農地創出が都市農地の保全に果たす役割	生産緑地所有者が自ら設立した（あるいは運営に携わる）法人にその農地を貸し出した事例3件、東京都の支援事業により「農地創出」（非農地の農地への転換）をした事例3件の報告	東京都板橋区、練馬区、小金井市、立川市、小平市、東久留米市
21	1B	前田美紅・ 八木洋憲・ 木南章, 2024	都市農業経営における援農ボランティアのマネジメントと参加者満足度	援農ボランティア参加者の総合的満足度には農園での人間関係や交流が特に寄与していることを確認。参加者の求めるものと農園の運営方針等とのマッチングの必要性を指摘している	東京都東久留米市、調布市、練馬区の3経営体、計38人の援農ボランティア
22	1B	佐藤忠恭, 2024	住宅街の中の畑と庭先直売：高齢化する都市の食料品アクセス	野菜庭先直売所は、生産緑地に隣接または近接して設置される傾向があり、高齢者の生鮮野菜へのアクセスを改善できる潜在力をもつことを検証している	生産緑地が5ha以上あり、野菜庭先直売所が確認できる1都4県の54市区。特に川崎市
23	1B	高田瑛仁・ 木南章・ 八木洋憲, 2023	都市的地域における伝統農法の実践と課題	開発圧力が強い都市地域で伝統農法（落ち葉堆肥農法）を続ける農家にとって、労働や平地林の相続税の負担は、援農ボランティアの活用や、JAによる森林経営計画の策定（相続税が40%削減される）はあるが、依然、農業経営の障壁となっていることを指摘	埼玉県三富地域（三芳町、川越市など）の野菜農家3戸、さつまいも農家1戸＝エコファーマー
24	1B	児玉恵理, 2023	JA あさか野地域における労働力からみた都市農業の持続可能性	都市住民との関わりからみた都市農業の持続可能性について考察。都市農家にとって、パートタイマー、ボラバイター、援農ボランティアといった多様な補助的労働者の存在が重要であるとする	JA あさか野地域（埼玉県志木市、新座市、朝霞市、和光市）、農家9戸
25	1B	草野拓司, 2022	援農ボランティアにみるJAの取組みとその内容：JAの強みを活かした普及・定着に向けて	JAによる援農ボランティア事業推進上のポイントとして、適切な受入れ農家の選定、研修（受入れ農家との人間関係の醸成）の必要性、作業時間と報酬とのバランスなどを指摘	JA 東京むさし三鷹支店、JA なんすん（静岡県沼津市）
26	1C	小口広太, 2024	コモンズとしての都市農業：耕す市民の広がりには焦点を当てて	「耕す市民」とは市民農園や体験農園の利用者、援農ボランティアなどのこと。体験農園にはNPOや生協などが運営する「市民協働型」があり、そこでは、全体作業や班別作業が行われ、利用者間の「共」が醸成されつつあると報告している	生活クラブ・みんなの農園（横浜市泉区）
27	1C	高地紗世, 2024	都市農業における女性農業者の実態と社会参画	女性を農業委員に登用する際、農業経営への積極性が評価されるだけでなく、「市民との交流」という役割が認識されつつあること、また若手の女性農業リーダーからは、組織体制の整備を通じた子育て等への支援を求める声があることなどを報告している	東京都。農業関係の役職をもつ30～60代の女性農業者等5人（非農家のパート農業従事者1人を含む）
28	1C	水上亮, 2024	なぜ都市農業は市民を受け入れるのか？：神奈川県川崎市A農園の事例から	都市農家と市民との関係には二つの側面がある。一つは、援農ボランティアなどとの間にみられる「共感の関係化」、もう一つは、消費者モニターの役割を期待する「関係の戦術化」であり、世代交代を通して、後者の重要性が高まっている農家の事例を報告している	神奈川県川崎市の都市農家1戸

(注) 分類記号の意味は本文（表2）を参照のこと。

附表（続き）

文献番号	分類	著者名 出版年	記事・論文名	要 点	対象地域等
29	1C	鄭華・古永あゆみ・曾我龍宇一・秋田典子, 2022	都市農業へのLCAの適用に向けた研究	都市農家について、農作物の栽培・出荷（廃棄）＋自宅～農地間の移動の全過程に係るCO2排出量を試算	神奈川県横浜市（農専地区）の1農家
30	1C	増田絵夢・内山智裕・寺野梨香・土田志郎, 2022	都市近郊における農家レストランの成功要因と発展可能性：農家レストランいぶきを事例として	造園業を営む農家が里山をイメージした庭園に併設した農家レストランの事例報告。地域との関係づくりが今後の課題とされる	神奈川県藤沢市
31	2A	新保奈穂美, 2024	都市の社会課題を解決する「農」	近現代都市社会における「都市型農園」の多様な展開と、そこに求められる諸機能を概説	愛知県刈谷市（ワールド・スマイル・ガーデン）、神戸市北区（すずらんCG）など
32	2A	古田尚也, 2024	NbSとしての都市農業の可能性：豊島区巣鴨の事例から	大学キャンパスのグリーンインフラ化の一環として取組まれた屋上農園事業の事例報告。NbSはNature based Solutionsの略	大正大学巣鴨キャンパス
33	2A	清水まゆみ, 2024	このまちで育む農ある暮らし：農業に関わる人々と地域住民を結びつけ緑豊かなまちづくりをめざそう	まちづくり協議会の活動の一環として、農家と市民との交流活動などを報告	神奈川県川崎市宮前区
34	2A	高富宗一郎・早淵百合子・高取千佳, 2024	都市住民の現状関与度と将来関与度に基づく農の関係モデル	ウェブアンケートにより、①「農」への関与度、②「農」への関心度、③「農」への形態別関与意欲、④「農」への条件別関与意欲を把握し、広くいろいろな形態で農業を行いたい層、趣味的な農業にとどまりたい層などを見いだしている	福岡都市圏
35	2A	中島由貴・秋田典子, 2023	生産緑地地区の買い取りによる都市農地の保全・継承に関する研究	自治体が生産緑地を買い取り、農地として保全するための手法として、生産緑地に都市計画公園の網を被せ、農業公園として活用を図るというやり方を、事例に基づいて解説	東京都世田谷区
36	2A	石原肇, 2023	農福連携をはじめとした多様な主体による都市農業の実践に向けた課題	市民農園利用を念頭にいた都市農地制度の変遷を概説し、「逆転用」（非農地を農地に整備し農業をする）の事例などを紹介	東京都の農地の創出・再生支援事業、神戸市「まちなか農園開設支援、空き地農園化事業」など
37	2A	寺田徹, 2022	生産緑地の位置づけと次の30年における都市農地・都市農業	持続可能性を高める場、また社会的包摂の場としての都市農地の意義や、都市農業のCSA的な展開を支援していく必要性を述べている	「もやいこ農園」（愛知県知立市）、「こくべじPJ」（東京都国分寺市）、「カシニワ」（千葉県柏市）など
38	2A	畠山亜美・小南弘季・川添善行, 2023	分散する都市農地の土地利用と農家の活動圏に関する研究	農家と非農家市民との多様な関わりを、農家が分散所有する農地の「開放度」と関連づけて把握	東京都調布市、先祖代々の農家7戸
39	2B	中戸川誠・速水将平, 2023	多様性に富む日本に適した、アグリメディア流「農業型街づくり」	関東・関西・福岡の都市部でサポート付き有機市民農園（1区画5m ² ）を展開する農業ベンチャー企業による事業の紹介	左記の都市部
40	2B	井上いつみ, 2023	旧来型の農業公園からファームパークへの変化：マーケティングの観点から	1990年代以降、テーマパーク化し「ファームパーク」とも称されるようになった農業公園が、2010年代に入り、さらなるマーケティングの改革を進める様子を報告している	「フルーツ・フラワーパーク」（神戸市）ほか、大阪圏の2公園
41	2C	李書陽・神出直幸・高木悠里・嘉名光市, 2024	神戸市市街化調整区域における「人と自然との共生ゾーン」の土地利用実態に関する研究	神戸市が90年代に導入した「里づくり計画」が、2015年の規制緩和後の現在、集落の立地条件や開発圧力をどのように反映しているか、その実態を検討	兵庫県神戸市
42	2C	飯田直彦, 2022	多彩な農をそれぞれの場所で：都市と農業とを親和させる仕組み	シアトル市の市街地と近郊における「都市型農園」（住居と一体的な農園）の計画や農地保全の仕組みを紹介している。市街地でも、都市型農園について、「庭」的なもの（372m ² 未満）であれば、許可を要さない	米国ワシントン州・シアトル市（キング郡）
43	2D	藤田武弘, 2022	都市農業振興に向けた産官学連携の試み：和歌山市を事例に	地方都市（3大都市圏特定市以外の市町村）における生産緑地の7割がある和歌山市では、行政と農業体験農園の開設に熱心なJA、そして大学の3者の連携により、都市農業振興基本計画の策定が進められていることを報告	和歌山市

（注）分類記号の意味は本文（表2）を参照のこと。

附表（続き）

文献 番号	分類	著者名 出版年	記事・論文名	要 点	対象地域等
44	2D	菊地俊夫・ 野田瑞希, 2022	首都圏における「農」資源 の観光活用ポテンシャルに よる地域区分	市区町村を単位として、農地・森林、都市緑地などの面積率 （「農」資源量）と観光スポットのうち「農」資源を活用して いるものの割合（観光活用率）のデータから、それらの特化 係数を算出し、役所・役場の位置に基づく等高線地図を作成	首都圏（1都3県）
45	3A	岡田航, 2022	都市農地保全をめぐる地元 農業者の論理	80年代中頃、専門家により提言された「農業公園構想」が破 綻したのは、その後の（元）農家による農業・環境活動をふ まえると、農家がそれぞれに「身体に刻まれた個別具体的な 経験」として蓄積してきた「空間の履歴」が、その構想では 持続的に発展しないと考えられたからではないかとの見解を 示している	東京都八王子市の多摩 ニュータウン19住区、 4人の地元農家
46	3B	小池聡, 2024	都市農業振興における市民 農業塾の社会的意義に関す る人間学的研究	農業に関する生涯学習の場としての市民農業塾について、① 塾生の生涯発達やライフスタイルに関わる特徴、②学びの場 の様子と教育効果（仲間づくりや日常生活での積極的变化）、 および③修了後の地域での農業活動の状況が調査され、②を 中心に報告している	愛知県安城市、長久手 市、北名古屋
47	3B	三城明子・ 上尾信也, 2024	都市農業の課題と未来：西 東京市「農業を知る講座」 の30年	「都市農業と消費者の役割」を学ぶ講座として、地元農家を講 師に、実習中心で開かれてきた市民農業塾の事例報告。修了 生から、農地1haを借りての「楽農塾」や、「援農サークル」 もできている	東京都西東京市（旧保 谷市）谷戸公民館

（注）分類記号の意味は本文（表2）を参照のこと。